

英国から日本向けに輸出される家きん肉等の一時輸入停止措置について

令和3年6月14日

英国から日本向けに輸出される家きん肉等の家畜衛生条件が締結され、本日付けで発効されました。同国における鳥インフルエンザの発生により、日本向けに輸出される家きん肉等については、下記のとおり輸入を停止しています。

記

1 一時輸入停止措置の対象地域

アントリム州、チェシャー州、カンブリア州、ダービーシャー州、デボン州、ダウン州、ケント州、ノーフォーク州、ノースヨークシャー州、オークニー州、スタッフォードシャー州及びサフォーク州

2 一時輸入停止措置の対象品目

- (1) 家きん（鶏、うずら、七面鳥、だちょう、きじ、ほろほろ鳥及びかも目の鳥類）の肉、臓器等及びこれらの加工品
- (2) 家きんの卵（試験研究用に供される種卵を除く。）及びその加工品

3 輸入検査時における消毒措置の対象品目

羽毛